

受験者向け Q&A

令和 6 年 9 月 10 日 公表
(令和 7 年 1 月 31 日 更新)

1. 出願について

Q1-1. 非教員養成系修士課程修了者の出願は可能ですか？

A1-1. 教員養成系・非教員養成系を問わず、修士の学位を有する方は出願可能です。また、教職大学院等の専門職学位課程の修了者も出願可能です。

Q1-2. 教員免許を持っていないのですが、出願は可能ですか？

A1-2. 可能です。ただし、博士課程において教員免許を取得することはできません。

2. 教育課程について

Q2-1. 長期履修制度はありますか？

A2-1. 標準修業年限は 3 年ですが、現職教員や社会人のうち、家事、育児、介護等の事情により、標準修業年限での修了が困難な場合、申請により認められれば 6 年間を上限として在学できる長期履修制度があります。長期履修制度を利用すれば 3 年分の授業料で修了することができます。

Q2-2. 授業はどのように開設されますか？

A2-2. 授業は平日夜間（19:40～）と土曜日の午後に行われます。必修科目は土曜日の午後に開設しており、選択科目は平日及び土曜日の夜間に開講する予定です。選択科目の履修については、指導教員と学生との相談により柔軟に調整することができます。

Q2-3. オンラインだけで修了できますか？

A2-3. 基本的に全ての科目をオンラインで受講できるよう検討中ですが、研究指導や実習を伴う科目等の履修はオンラインのみでは難しい場合があります。詳細については、事前相談において、指導を希望する主指導教員に相談してください。

Q2-4. 教育臨床参画研究ⅠやⅡまたは教員養成学臨床研究における実地的な学修（実習）とはどのようなものですか？

A2-4. 実地的な学修とは、学部の教育実習のようなものではなく、自らが教育現場や大学（研究フィールド）に入って、各自の研究課題の焦点化を図る学修を指します。

教育臨床参画研究Ⅰ・Ⅱでは学校現場への参画を通して、また、教員養成学臨床研究では大学教員のTAの経験等を通して、臨床的な学修を行います。なお、学校現場への参画については、現職教員の場合、所属長の許可により、勤務校で実施することも可能です。

3. 学位の取得について

Q3-1. 学位論文審査申請時には、どのような研究業績が必要ですか？

A3-1. 研究業績として、審査制度の確立されている国内外の学術論文誌等（詳細は研究分野に応じて決定される）に掲載あるいは掲載可とされた原著論文、あるいは原著論文に準じた学術論文2本以上を有する必要があります。

Q3-2. 博士課程に入学する前の研究業績は、学位論文審査申請のための研究業績に含めることができますか？

A3-2. 査読付き学術論文誌の論文2本のうち1本については、入学前3年間以内の論文を充てることが可能です。

Q3-3. どのような学位を取得できますか？【令和7年1月31日 更新】

A3-3. 博士（教育学）（Doctoral Program : Doctor of Education）の学位を取得することができます。なお、この学位は、Ph.d.に相当するものです。